
○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

◇ 関 唯 彦 君

○議長（稲葉昭宏君） 一般質問を続けます。

通告順位4番、関唯彦君。

（7番 関 唯彦君 登壇）

○7番（関 唯彦君） それでは、壇上より一般質問を行います。

私の質問は大きく分けて2つになります。まず初めに国民健康保険についてです。

中学生までの一部負担金を現物給付することで、国からの補助金、これは負担金ですけれども、それが国民健康保険法第71条、これによりまして国保会計にわずかな金額ではありますけれども損害を与えています。これは一般会計から補填すべきではないかと考えておりますので、この質問をいたします。

2番目と致しまして、災害、失業等による収入が減少した場合、一部負担金の減免、これをするようになっております。この基準が、松崎町の基準があまりにも低すぎる。そう考えておりますので、拡大の考えはないか、それを問いただしたいと思います。

3番目として、国保税の減免です。これはかなり基準があいまいになっております。やはり基準をしっかりと定め、国保税の減免をしっかりとできるような体制をつくるべきではないかと思えます。

大きく分けて2つ目の健康寿命についてです。介護からの脱却を目指す市町村が増えてきています。やはり松崎町、この松崎町は県下でもかなり高齢化率の高いところです。今現在は40パーセントを超えているところでございます。

この介護からの脱却、要は自立を目指す、その介護をするべきだと思っております。実質的には、特別養護老人ホーム、デイサービス、これは自立を目指す介護をしているはずなんですけれども、まだこれが足りないように思われます。

市町村が積極的に対応していくべきと考えますので、町はどのような考えをもっているか質問させていただきます。

以上で壇上からの質問と致します。

（町長 齋藤文彦君 登壇）

○町長（齋藤文彦君） 関唯彦議員の一般質問にお答えします。

国民健康保険について。1. 「中学生までの一部負担金を現物給付することで、国からの補助金が減らされ、国保会計にわずかな金額ではあるが損害を与えている。補填すべきでは」についてであります。

こども医療費助成事業を実施した場合、窓口負担金の扱いについては、償還払い方式と現物給付方式があり、現物給付扱いとした場合は国の補助金の一部減額されることになっていきます。

当町では現物給付方式としておりますので、ご指摘のとおり国保会計への補助金が減額されておりますが、損害という見方ではなく、保護者が行う手続きの省略と窓口負担の躊躇により治療が遅れることを防ぐメリットがあると考え、今後も現物給付方式を継続します。

また、国保会計の安定経営も重要なことなので、一部減額された分については一般会計から補填することを前向きに検討したいと思っております。

2. 「低所得者の一部負担金の減額基準の拡大の考えは」についてです。

国民健康保険法第44条に、特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金を減額、支払を免除することができる旨と記載されていることから、平成22年に国が具体的な基準を定め、当町においても平成23年に要綱を制定したところです。

ご質問の基準の拡大についてですが、一部負担金は診療等の対価として支払うべきもので、乱受診や被保険者の公平性も考慮しなければなりませんし、現在の基準では国基準（減額した額の2分の1を特別調整交付金で補填）を超えた分は町負担となり、財源負担も出てきますので、県内市町の動きも注視しながら前向きに検討してまいりたいと思っております。

3. 「保険税の減免基準があいまいではないか」についてです。

国民健康保険税条例第23条に「災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者、貧困により生活のため公私の扶助の受ける者については保険税を減免する。」とありますが、ご指摘のようにあいまいな基準となっております。

被災や所得の減少については、その度合いなどにより生活への影響が異なりますので、対象者の所得や被災の状況などにより減免割合を定める要綱の素案を作成し、調整をすることとしました。

なお、今後は先ほどの質問にありました一部負担金の減免の扱いと同様、財源的なことも考慮しながら施行する方向で進めますのでご理解いただきたいと思います。

健康寿命について。1. 「介護からの脱却を目指す市町が増えている。町としてはどのように考えているか」についてです。

当町では、予防事業対象者が要支援者にならないよう、また要支援者が要介護にならないことを重点に置き、デイサービスセンターによる能力アップ教室、短期集中健脚塾などを展開しており、県内唯一、この数年間の介護給付費や要介護者が増加していない状況となっています。

こうした対応は今後も続けていきたいと考えておりますが、要介護状態の方が要支援に改善されれば本人や家族にとっても喜ばしいことでもありますので、他市町で効果がある事業があれば介護制度の枠にとらわれず実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（関 唯彦君） これより一問一答にてお願いいたします。

○議長（稲葉昭宏君） 許可します。

それでは、一番最初の現物給付の国庫負担分の減額ですね。これは負担していただけたということでわかりました。それはどれくらい今、減額されてくるのか、教えていただけますか。

○町長（齋藤文彦君） これは就学前児童分が約19万円、それで小中学生が21万円、合計40万円です。

○7番（関 唯彦君） それでは、減額調整率というので算定をし、それで補てんするということがよろしいのでしょうか。

○健康福祉課長（高木和彦君） この件につきましては、一般会計ですとか、国民健康保険に影響してきますので、ちょっと概要を説明させてください。

その中で、償還方式というのは、例えば、お医者さんで1万円の医療費がかかった時に、32パーセントは国が負担します。30パーセントを窓口で払うんですけども、今までは、子どもの場合は1万円で、3千円を町でみようということで、3千円を町で補てんしていました。

償還方式の場合は、この3千円の領収証を役場に持って行って、これをまた役場で受け取って、それをその方に返すような方式です。

現物給付の場合は、もうこの作業を省略しようということで、先ほど町長が話をしたようにあらかじめ発行された子ども受給者証を持って行けば、窓口で払わなくてもすむということになっています。

そういうことになると、現物給付方式ですと余計にというか、安易な給付も増えるということで、それについて制約するという形になっていて、こういう形になっているわけですがけれども、ここから閣議員の質問にお答えするようになりますけれども、この分につきまして、一般会計の方から国民健康保険会計の方に補てんということで、法定外という形になりますけれども、そのような形で国民健康保険の制度自体を守るような形で一般会計から繰り入れをしたいと考えています。

○7番（関 唯彦君） 私が質問したのは、減額調整率によって補てんするのかということを知っているんですけども。

○健康福祉課長（高木和彦君） 言葉が足りなくて申し訳ございません。そのとおりでございます。

○7番（関 唯彦君） わかりました。これでこの質問は終わります。

2番目として、収入の減少により一部負担金の減免、これについて質問をさせていただきます。

まず、確認からしていきたいんですけども。本題に入る前に確認からしていきたいと思っております。

私の手元に判決があるんですけども、これが、課長のところにも渡してありますけれども、これが一部負担金に対する裁判の一番新しい例で、一つしかやっていないと思うんですけども。これが新しいものだと思っているんですけども、それでよろしいでしょうかね。

○健康福祉課長（高木和彦君） はい。そのとおりです。この件については、全国で1件だけです。

○7番（関 唯彦君） ということは、この判例が非常に重要ですよね。

○町長（齋藤文彦君） 課長の方から非常に重要だと聞いています。

○7番（関 唯彦君） これが、判例が確定していますので、したがって行政側としてはこの判例に則った行政運営をしていかなければいけませんよね、町長。

○町長（齋藤文彦君） そのとおりというか、内部ではそのように話し合っていますけれども。

○7番（関 唯彦君） それでは、判例で、この44条の趣旨の中に、特別な理由というのがあります。それはどう解釈していますか。

○健康福祉課長（高木和彦君） この件についてもちょっとこの判例の内容がわかりませんと

うちの方の課長たちもわからないと思います。簡単に説明をさせていただきます。

まず、この判例というのは、国民健康保険の一部負担金について、生活が苦しくなったですとか、災害にあった時には、これを減免するということがあります。ただ、それについて、いろいろな規定がありまして、これをある町にもってきたところ、その内容が所得の2分の1以上所得が減っていないから、これについては不採用ですよということで、棄却されたそうです。そうしましたら、この方は、それについて不服を申し立てて、最高裁までいったわけですが、単純に所得が2分の1になったから、一部負担金免除を許さないとか、そういうことというのは、法律上、その方を守るという趣旨からもおかしいだろうということでこういう判決がされました。

これを受けて、実際、国県もこれについて基準を作ろうということで、その基準というのが生活保護程度の所得になった場合ですとか、そういうことを一応基準として、平成23年でしたか、県から国に示されて松崎町もその国が示した基準をもとに要綱を作った形になります。

今回の閣議員の質問は、これは、松崎町の場合は、国が示したものをそのまま丸写しといえますか、そのまま準用させたものですが、それですと、あまりに被災にあった方、所得が少なかった方についてももう少し手厚くしてやったらどうかというのが、ご質問の趣旨だと思っております。それでよろしいでしょうか。

○7番（関 唯彦君） 趣旨はそのとおりなんですけれども、私が聞いているのは、それを聞いているわけじゃなくて、特別な理由というのは何なのかということです。

法の第44条、保険者は特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に、第42条または前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認めたものに対して次の措置を行うと書いてあります。その中の特別な理由というのはどういうものかということです。

○健康福祉課長（高木和彦君） 一般的には、前年の所得が何らかの理由で2分の1になった場合ですとか、急激な所得減になった場合、また災害等によって、その家屋に損害を与えた場合とか、そのようなことを想定しております。

○7番（関 唯彦君） それだけで特別な理由になるんでしょうか。

○健康福祉課長（高木和彦君） この減免の理由というのは、国保税ですとか介護ですとか、いろいろなところに出てくる話です。

これは一般的といいますか、今までのいろいろな法ですと、特別な理由に、所得が減少した者とかという表現の法律改正がかなりありますけれども、そこが細かい規定がないことが

問題であるわけです。

それで、一応その解釈といいますか、災害、火災ですとか、災害ですとか、いろいろな形で住宅ですとか、住む所がかなりのひどい、言ってみれば30パーセント以上とか、それ以上被災をして、住むのに支障がある状態ですとか、所得なんかについては、いろいろあるわけですが、100万円の所得が30万円になったとか、急激に減って、そのうえ手持ちのお金のない状態に陥った場合というのを特別な場合というふうに私は解釈しております。

○7番（関 唯彦君） 私が解釈しているのは、それもあるんですけど、それ以外にもう一つあると思うんですよ。生活が困難になっただけではなくて、この特別な理由で一部負担金を減免できる理由というのは、しばらく様子を見れば生活困難から脱するよということじゃないんですか。ですから一部減免ができるんじゃないですか。軽減措置とは違いますよこれ、一部負担金の減免というのは。

この判例を見るとわかるんですけど、こう書いてあります。ちょっと読ませていただきます。「一時的に収入を喪失または収入が減少するなどして、一部負担金負担能力を喪失し、またはこれが経過したものについてある程度短期間のうちに収入が回復することが認められる場合で、すなわち生活保護の医療扶助等に移行させることなく収入が回復するまでの短期間一部負担金を減免としたとしても当該時変更が生じる以前は保険料、保険税を負担していたこと、また収入が回復したあとは、保険料、保険税を負担することが見込まれることを考慮すれば、長期的視点からは加入者相互扶助の精神に反することにはならず、これが特別な理由である」と書いてあるんですよ。

だから、必ず元に戻る、それを基準にしているんですよ。収入が。元に戻らなければ、そのまま生活保護を受けて、国民健康保険から外れてもらえばいいわけです。

この一部負担をするということは、収入が元に戻るんですよ。それが前提ですよということなんです。それが2つ目なんです。課長が言ったのと、これが。そのことだけは覚えていてください。

それで、特別な理由というのはやりましたけれども、それでは本題に入っていきたいと思えます。

今、松崎町・・・、この一部減免というのは、松崎町健康保険一部負担減免及び徴収猶予取扱要綱というので規定されていますよね、細かく。その中で、なんで入院費だけに限っているのかということなんですけれども。

○健康福祉課長（高木和彦君） この減免規定で理由のところですよ。この要綱の制定につ

きましては、平成23年にこのような判決があったことをもとに、国県で示されたものをそのまま準用したような形です。この中で、ご質問のように入院だけでこれが足りるのかというようなご質問もありましたので、これにつきましては、私どもも前向きに改正するような考えもありますので、その部分についてはもう一度なかで検討してみたいと思います。

○7番（関 唯彦君） 検討するということなんですけれど、もう少し詳しく説明を求めたいと思うんですけれど、法の44条、これはどういうふうな・・・、課長でもいいですね。課長の方がわかりやすいかもしれないですから、課長、どういうものなんでしょうか。

私が先ほど読みましたけれども、この解釈はどういうものですか。例えば、入院費だけを出しなさいと書いてありますか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 国民健康保険の第44条には、このようなことで、一部負担金を払うことが困難である場合はこれを減免する。また一部負担金を免除する。あと医療ですね。それが主なものというふうに私は解釈しましたが。

○7番（関 唯彦君） 私は、松崎町なりに入院医療費だけに限って出すという形になっているけれど、この法44条にそういう入院だけと書いてありますか。

書いてありませんよね。これは入院費だけに限ってというふうに松崎町の取扱要綱で書くこと自体がおかしいんじゃないですか。これは外来も一緒でしょう。外来の一部負担金も出すわけでしょう。法の44条からしたら・・・。

○健康福祉課長（高木和彦君） 法の趣旨としますと、こういう形で医療、病院にかかっている費用が払えないということですので、議員ご指摘のとおり、こちらの方が医療だけになっているということは片手落ちかと思います。そのうえで、通院またあるように入院、そこらについてもこの要綱を改正するような形の方向で進めたいと思います。

○7番（関 唯彦君） 町長はどう考えますか。

○町長（齋藤文彦君） 国から県から示された要綱には対象世帯とあって、ある程度柔軟に対応できるようになっているわけなんですけれども、いろいろ課長と他の市町のやつを見ますと、非常に具体的に記載されている市町もありますので、そのようなものを参考にしながらやっつけていければいいのかなと思っています。

○7番（関 唯彦君） これいま課長が要綱を改めるというふうに書いてありますが、課長、私が渡した判決を読んでいただけたと思うんですけれど、それに細かく書けと書いてありましたか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 今の趣旨はちょっとぼくはよくわからない、もしかしたら外

れるかもしれませんがけれども、この判決を見て、国県が示した基準を見ますと、まだ不十分ということはこの判決を見まして感じました。いろいろ調べてみますと、この生活保護基準という数字についても、町によっては、この生活保護基準の1.1倍ですとか、1.2倍ですとか、またほかにいろいろな細かな条件と言いますか、そのことを記載しているものもありますので、それらを参考に直すという気持ちでございます。

○議長（稲葉昭宏君） 傍聴者は静かにしてください。

○7番（関 唯彦君） そのことについても、あとで生活保護基準の120パーセントですとか、130パーセントというのでほかの市町で・・・、三島市なんかもそうなんですけれど、静岡はちょっと調べていませんけれど、愛知の方では80パーセントが130パーセント近くまで上げているようです。その辺も考慮していただきたいと思うんですけれども、私が聞いているのは、それじゃなくて、本当に細かい基準をつくっていいのかというところなんです。

この判決を読むと、こう書いてあります。「一部負担金減免の判断にあたっては、個別具体的な事情を総合考慮する必要があり、特別の理由があるかどうかの判断は本件取扱要領第2条・・・」これは仙北市というんでしょうかね。そこのあれなんですけれども、ちょっと説明はわかりづらいかもしれませんが。要は、形式にそういうね、基準の形式にとらわれない、検討しなければ法第44条は特別の理由があるかどうかについて個別的、具体的に総合考慮するため条例等によらず、減免可否の判断を保険者の裁量にゆだねる趣旨をないがしろにしたもの、だから、細かく規定するとそれぞれ個別に判断しなければならない。生活困難だとか、家庭の事情だとか、地域によっていろいろ変わってくるよと、だから基準を設けるということ自体がいいとは言えないという判例なんです。

ですから、そのことをものすごくしっかりした判断をしなければなりませんよということなんです。だから、細かく書けばいいというものではないということも判断の中に、頭の中に置いておいていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。この判決を読んで。

○健康福祉課長（高木和彦君） ただ、そうなりますと、このあと、関議員の話に出てくる保険税の減免基準なんかのことについて、やはりある程度基準となるようなもの、あまり細かすぎてもいけないんですけれども、例えば、その方のもっている前年の所得等、災害にあったときに所得の差ですとか、建物とかそういうものの崩壊の程度ですとか、ある程度のことを決めてやりませんと、極端な話、その減免につきましては、町長の判断に委ねることになりますと、町長が代わったり、担当が代わったりで減免する基準が変わってくるもの

ですから、おっしゃるとおり法の趣旨というのは、そのときそのときにきちんと考えなさいよということだとは思いますが、ぼくら事務を実際にやっていく立場からしますと、ある程度のものは基準化してやっていきたいと思えます。

また難しいことに、こういう状況が悪くなっても、この方の収入、預貯金の具合によっても、そこらは国民健康保険をやっている方で人の貯金通帳を見ることはできませんし、大きな災害があっても、例えば保険が入ってきたとか、そういうことなんかもあると思うんです。そこらもありますので一定のある程度の基準は作って、その中で町長の判断に委ねながらやっていくのが適当かなとは思っております。

○7番（関 唯彦君） もう少し法をちゃんと読んでいただきたいのは、これからやる、このあとにやる保険税に関しては条例で定めなさいと言っている。基準を細かく書かなきゃならないんですよ。この一部負担金に関しては、細かく書けとは言っていないんですよ。ほかの判例でもあるんですよ、それは。いいですか、一部負担金と保険税の減免とは違うんですよ、内容が。そのことは理解してもらわないと、これからいろんなものをこの要綱やいろんなものを作る上で間違ふことがあると困りますので、しっかりしてください。

もう一度言います。この判決文のところ、法44条において、その一部負担金の減免ができる法律ですよ。 「法44条において、一部負担金の減免が条例等によらず、保険者の判断に委ねられているのは、同条の趣旨に鑑みれば、一部負担金減免の判断、特に特別の理由があるかどうかの判断においては、個別具体的な事案を総合的に考慮することが必要であって、画一的というんでしょうかね。基準を設け難いためであるから、実際に一部負担金の減免の事務を取り扱う職員の便宜のために取扱要領を置くこと自体が不適切とまでは言えないとしても、その取扱要領は想定しうる基本的考慮要素を列挙した上、個別具体的な事案を総合的に考慮する内容でなければならない」という判決なんですよ。言っている意味はわかりますか。そういうことです。

ですので、これからやる保険税の減免とは違うんだよということを理解していただきたいと思えますけれども、町長、どうでしょうかね。どう考えますか。

○町長（齋藤文彦君） 非常に難しい問題ですけれども、具体的ではなくて、大まかにやった方がいいと・・・、関議員は。

関議員が言うように大まかに・・・、内部で話し合いますけれども、そのようなことでやっていけばいいのかなと思っておりますけれど。

○7番（関 唯彦君） ですので、非常に判断が難しいと思うんですよ。私が最終的に聞いた

いのは、これを判断するのは町長だけということはないですよ。副町長、それとも担当課長、3人・・・、これはどうやって判断しますか。町長。これを減免するときに。

○健康福祉課長（高木和彦君） 判決の趣旨は文書で今お読みいただいたものですから、わかっているんですけども、そのときにやはり判断材料とするのに、ある程度細かいことを・・・、要綱でなくても結構です。内規でも結構ですので、あらかじめ定めておいて、それを基に各担当、町長、副町長、総務課長合わせて町としての考え方をまとめていくべきだと思いますが。

○7番（関 唯彦君） 私もそのとおりだと思うんです。ただ、こういう基本的なことを知った上で、判断して欲しいということなんです。

最終的に判断するのは、どうやって判断しますかということです。3人で判断するんですか、それとも・・・、例えば他の市では、これは委員会を作っているところもあるんですよ。

それぞれ個別に判断をしなければなりませんよね。本当に要綱にあるように、ぱっとはめてやっていけばいいというものではないということですので、出てきたものに対して個別に判断を、この一部負担金に関してはやっていかなければいけないということで委員会を設置しているところもあるんですね。その委員会に任せてしまうということもあるんですけども、そういう考えはあるのか、ないのか。

○町長（齋藤文彦君） まだそんなに考えていないわけですけども、やっぱりうちでいったら、ぼくらのところは調整会議で話し合っただけで決めることになると思います。

○7番（関 唯彦君） わかりました。そのような方向でまたお願いします。

ですけども、これは本当に積極的に町の方でも考えているようですので、このくらいにしておきます。

次に、国保税の減免です。これも町長は積極的にやっていきたいということをおっしゃいました。ですけども、どういうふうにやっていくかというのは、「まだ市町村を調べないと」というところがありました。課長はどのように考えているでしょうかね。

○健康福祉課長（高木和彦君） これについては、松崎町の条例があいまいということは、私も承知しておりましたので、去年ですか、私なりに素案を作ったところがございます。ただ、なかなかこういう大きい災害だとかがないものですから、要綱を制定しないで現在に至っておりますけれども。例えば、先ほどもちょっと触れましたけれども、所得に応じて、例えば年間2千万円、3千万円所得があるという方は別ですけども、そこらにつきまして

は、だいたいの所得が1千万円以下の方、以下でも100万円の方も90万円の方もいますので、段階的に分けて、例えば1例ですけれども、これは変わることがありますけれども、300万円以下の所得の方が建物の30パーセントを被災したときには、50パーセント減免しようですとか、50パーセント以上から全壊した場合には、100パーセント減免しようとか、また所得が900万円ある方については、これよりも率を落としてですとか、そういうふうを考え^ています。

また、国民健康保険につきましても、所得割ですとか、資産割、均等割といろいろな形で分かれているものですから、それにつきましても前の年と比較して、90パーセント所得が下がった場合ですとか、30パーセント下がった場合、いろいろケースがありますので、その金額に応じて、各均等割、所得割、平等割等を見ながら減額するような形で考えています。

まだこれは私が素案で考えた程度ですので、また作ったものをうちの方の担当と他の町村の、どのくらいやっているのか探ったり、また財政的なことも当然出てきますので、そこらを検討して、なるべく早いうちにこの要綱を交付したいと思っております。

○7番（関 唯彦君） 確かに、この保険税の減免については非常に難しいですよ。何を減免するか、法律では平等割とか均等割を減免しなさいということになっているんですけども、市町によっては所得割の方も減免しているところもありますしね。これは非常に難しいと思います。しかも、これから松崎でも起きるんだろうと、震災なんかもありますしね。しかも風水害なんかもありますよね、床上になった場合ですとかね。それから火災もあるでしょう。全焼とか半焼とかね。いろいろ、屋根が竜巻みたいなもので・・・、今のところ松崎ではないでしょうけれども、屋根が飛んだとか、いろんな災害がありますので、いろんなことを考えながら、これは検討してもらう必要があるんだろうと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 関議員が言うみたいに、災害の時とか、所得減少の時とか、細かく、その他本当に細かく規定しなければならないと思っておりますので、それなりにやっていきたいなと思っております。

○7番（関 唯彦君） それでは、国保の方は終わりにして、もう一つの健康寿命について、大きい2番目ですね。これに移りたいと思います。

やはり私たち松崎というのは、どうしても高齢化率が今かなり非常に高いです。しかも、これからますます介護を受ける方が増えてきます。その中ですので、本当は、これは、特別養護老人ホームやデイサービス、これが本当はやらなければならないくて、町がやるべきもの

ではないんですけれども、そういうような高齢者が増えるということで、また介護保険ですとか、そういうものの町の負担また個人負担を減らす上でも積極的にこれは関与する必要が私はあると思います。

そこで聞きたいんですけれども、まず介護施設、これは今どのような状況なんでしょうか。例えば、介護度が下がって特養から出たとか、いろんなそういう事例があるのか、その辺をまず聞かせていただけますか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 松崎町の介護施設で主なものは、松崎十字の園になります。ここに入所している要介護4・5の方が軽度になって、1になったとか、2になったとか、ほとんどありません。ただ、十字の園等もいろいろなインターネットで配信しているわけではないんですけれども、この介護状態が進まないようになるべく自宅にいるような感覚を持っていただくということで、例えば食事についてもみんなで作ってやるとか、要介護3ぐらいで体が動く方については、部屋の近くに洗濯機を置いて、洗濯機がたった1台とかではなくて、いろいろな所に配置してあって入所者に洗濯物をしてもらうとか、介護度が進まないような工夫はしているようでございます。

あとは、デイサービスですとか、そういうところになりますけれども、先ほど町長が言ったように松崎町の松崎デイサービスセンターで脳力アップ教室をやったりですとか、そういうことで、幸いほかの市町が年5パーセント、10パーセント介護給付費が増えているなかで、松崎町につきましては、この3年間ほぼ変わっていないというのは、その辺の効果が少しはあるのかなと感じております。

○7番（関 唯彦君） それでは、その介護度がどのように変わっているかという・・・、平均でもいいんですけれども、それを把握していないんでしょうか。

○健康福祉課長（高木和彦君） この介護度の変化につきましては、私は、毎年決算を作る時に、その数字を確認しています。

介護1を1ポイント、介護5を5ポイントということで計算すれば出てくるんですけれども、いま松崎町は、この3年～4年、2.7くらいを行ったり来たりで、大きな変動はございません。

○7番（関 唯彦君） 私が聞いているのは、特養ですとかデイに通っている人たちの介護度が下がったのかどうなのかということを知っているんです。

ですから、その施設が自立支援に対して重きを置いているのかどうなのかということを知りたいんですけれども。

○健康福祉課長（高木和彦君） 実際数字で私が介護認定審査会の結果をみている限り、施設に入っている方の状態がよくなる傾向というのは、ほとんどみられていないのが現状です。

○7番（関 唯彦君） ということは、やはり自立支援介護が行われてないんじゃないかなと私は思うんですけれどね。

町長、どうでしょう。自立支援介護ってどういうものか、わかるでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 自立支援介護というのは、やっぱり自分自身が生きる力をもって生きるというようなことではないかなと思いますけれども。

○健康福祉課長（高木和彦君） いま一番最初に関議員から話があったように、全国でそういう自立を目指す市町村が増えているというような話があります。これは正しく言うと、市町村というよりも、そういう努力をしている特養が多いということでございます。決して松崎町の施設が努力をしていないということではなくて、そういう努力はしています。

その中で、自立支援というのは、例えば施設の中で、おしめを当てがっている方が多いんですけれども、おしめなんかについても例えば、食事ですとか、寝る時間ですとか、そういうリズムを一定させれば、おむつをしていた人でもそのリズムがキチンキチンとしてくると、おしめを外して、逆に便意をおぼえれば、それさえあれば、おむつを外してトイレに連れていっていただけですむということがあります。

これはやはりその介護になっている方についても、非常にやっぱり自分のおむつが外れるということは喜ばしいということ、これについて各施設努力をして、また特養の方でもやはり自分のところに来ると、こういうふうに分の状況が変化するよ、良くなるよということで、いろいろそういう事例があるところについては、積極的にいま情報を発信しているということは承知しています。

あとは、十字の園さんなんかでも、そのおむつのことについても、中では対応できそうな方については、やっているということはわかっております。

○7番（関 唯彦君） 確かにこれは町が取り組みを積極的にするべきものではないと課長が言ったんですけれども、確かにそのとおりなんですよね。これは、本当は施設がやるべきものです。ただ、松崎町として40パーセントの高齢化率で介護がどんどん増えていくような中で、やはり携わっていかねばいけないうらうなどと考えているんです。

実際、これは大きな町になりますよね。東京都の品川区、高齢者福祉課という、課長かな、ちょっと忘れちゃったけれども、NHKの「おはよう日本」というので10分程度これに対してやっていました。

その時に、見た時に、品川区は施設が一生懸命にこの自立支援に取り組んで介護度が下がった。だから、少しでも介護しなくてもいろんなものができるようになった人になると施設としては経営が大変になるんですね、それだけ。下手をすると経営危機にまで陥いるとも言われているんです。

ですから、自立介護をやればやるほどその施設にとっては経営が困難になってくる可能性があるということがあります。

そこで、品川区の高齢者福祉課というところでは、その減った分に関して1年間報酬減の分は全額補てんする。それはなぜかという、中長期的にみれば、介護保険とか、そういう保険に関してのものが最終的に、その品川区の財政を減らす方向に向かうんだよということで、そういう補てんをするようになっているんですね。

ですから、完全に施設だけでなく、やはり町とか市とかというのも積極的に対応して、その代わり・・・、積極的にやってもらう代わりに、そういう補てんをしますよということをやっていないと、なかなか施設の方も受け入れてもらえないところもあると思うんですよ。

ですから、私もその辺を言いたいんですけども。そこで聞きます。どうでしょうかね。町長、こういうものをやる上に、職員が、自立支援介護がどういうものかというのを知らないはずですよ。私はそう思うんですけども、いかがですか。

○町長（齋藤文彦君） そのとおりだと思います。介護については、町が認定して介護は施設が行うということで、要介護からの脱却等については、いま施設にお任せしているような状況ですので、本当にケアマネージャー、介護福祉士、介護士の方で本当にそういうことをちゃんと勉強して、施設の方に教えるような感じにしなければいかんなど思っているところでございます。

○7番（関 唯彦君） いま特別にこの自立支援介護という、最近新しいんですけども、それをいま取り入れているのが、そのNHKの「おはよう日本」では700施設くらいが全国で来ているということを言っていましたけれども、その主なものがだいたい全国老人福祉施設協議会というのがあるそうです。だいたいそこが主催をして、科学的介護実践講習、介護力向上講習会というんですかね。それをやっているそうなんです。そういうものに職員を派遣して、どういうものが自立支援介護なんだということを知って、それをもとに施設の方と協議していくということが必要なんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 今までそういうことは考えてなかったわけですけども、担当と話し

合って、そのようなことができればやってみたいなと思っています。

○健康福祉課長（高木和彦君） おっしゃるように、介護の職員がそこまで全部把握して、またわかれば、それは一番いいことなんでしょうけれども。やはり業務については、分担というのがありまして町の介護の職員については給付の事務とか認定とかがあります。そういうところは、元々介護の施設というのは、理学療法士ですとか、きちんとした勉強をした方がそこでやっている中で、ぼくらが指導するというよりも、そういう方に町でできることは、研修の機会ですとか、よそでやっているいい事例なんかを紹介してやっていくということは、町ができることだと思っています。

ちょっとこれは余計かもしれませんが、いま松崎町でもこういう状況について非常に危機感をもっていて、松崎町と西伊豆町と賀茂健康福祉センターと町内の病院、西伊豆町の病院と介護施設全体で松崎町、西伊豆町の在宅医療連携事業というのを進めようというので、ここらについても研修というんですか、そういうことなんかもやろうという動きなんかもあるものですから、関議員がいろいろ示してくれた事例について、その中でも勉強会なんかをやっていったらというふうに思っております。

○7番（関 唯彦君） 確かに職員も人数が減りまして、かなり大変だと思います。ですけれども、職員自体がある程度のを、知識というものを持っていないと相手と話す上でも相手を説得するということがなかなかできない。ただ事例を示したって、その施設がやってくれるか、どうかわからないんですよ。やはりしっかりとした知識をもって、そして話し合いをしていくということが・・・、指導というのはね。老健を指導するということは、松崎町としてはできないでしょうけれど、話し合いはできるわけですからね。

ですから、そういう形でやっていかなければいけないと私は思うんですよ。ですから、こういうところに職員を派遣して、しっかりとした自立支援介護というのを勉強してもらって、そして、その上で、しっかりとした知識をもった上で、指導していきなり、紹介していきなりしないと、どうしてもうまくいかないと私は思うんですけれども、町長、どうでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 課長はやっぱり厳しいようなことを言いますが、やっぱりそういうところに行って、知識を吸収してきて広げるようなことしないとなかなか難しいと思いますので、そのようなことはすぐできるかどうかわかりませんが、検討してみたいなと思います。

○議長（稲葉昭宏君） 関君、時間が・・・。

○7番（関 唯彦君） まとめに入ります。これは課長に事例として渡したものとちょっと違うんです。別の資料なんですけれど。課長に渡したところは、群馬と世田谷でしたか。それを渡しましたね。

（健康福祉課長「自立支援のあれですか」と呼ぶ）

○7番（関 唯彦君） 熊本県です。熊本市でみかんの丘という特別養護老人ホームなんですよ。これはちょっとホームページに載っていたものですから、ちょっと読ませていただいて、終わりにしたいと思います。ここの施設なんですけれども、「介護の方法を見出すために私どもは全国老人福祉施設協議会が主催する科学的介護実践講習、介護力向上講習会に積極的に参加することにしました。私どもスタッフ全員でその手法の習得に努め、その結果、介護そのものの考え方、あるいは介護そのものの持つ力の発見に新鮮な驚きを覚えた。それは講座での学びを私どもの介護現場に実践すると明らかに利用者の活力が増し、それまでを我われの施設を終の棲家と思い、いつお迎えにくるのかと、そのことだけに思いを寄せていた利用者、家族、そして職員の中に変化を生じた。ひょっとすると、今一度自宅に帰り、家族と孫と再び生活できるのではないかと思うほど利用者に活力がよみがえってきたほどであった。それまですっかりあきらめ、ベッドから起き上がる気力、体力さえなくなり、一日中ベッドでうとうととしていた利用者が、我われの新介護の実践の結果、起き上がり、自室のトイレで用を足し、ユニット内の談話コーナーで他の利用者とともに過ごし、食卓でいすに座って食事をするようになったのであった。また、ある人は、それまでチューブから栄養を取っていた人が口から常食を取るようになり、また、ある人は車いす生活から歩行器使用で施設の散歩道に出て、新鮮な風に当たりながら、そぞろ歩くことを日課にするほどになった」というふうに書いてあります。

この施設は1年間やって、平均介護度が3.93から3.68に下がったと、それを読んで終わりにいたします。

○議長（稲葉昭宏君） 以上で関唯彦君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時54分）